

第六十一回国会 運輸委員會議録 第十七号

昭和四十四年四月十一日(金曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

- 委員長 砂原 格君
- 理事 阿部 喜元君
- 理事 徳安 實蔵君
- 理事 小川 三男君
- 理事 山下 榮二君
- 加藤 六月君
- 川野 芳滿君
- 木部 佳昭君
- 中川 一郎君
- 福井 勇君
- 沖本 泰幸君
- 理事 大竹 太郎君
- 理事 細田 吉蔵君
- 理事 野間千代三君
- 金子 岩三君
- 菅 太郎君
- 四宮 久吉君
- 西村 英一君
- 箕輪 登君
- 松本 忠助君

出席政府委員

- 運輸大臣 原田 憲君
- 運輸省海運局長 澤 雄次君
- 運輸省自動車局長 黒住 忠行君

委員外の出席者

- 専門員 小西 真一君

四月二日

委員加藤六月君辞任につき、その補欠として神田博君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員神田博君辞任につき、その補欠として加藤六月君が議長の指名で委員に選任された。

同月四日

委員麻生良方君辞任につき、その補欠として池田頼治君が議長の指名で委員に選任された。

同月八日

委員加藤六月君辞任につき、その補欠として井出太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井出太郎君辞任につき、その補欠として加藤六月君が議長の指名で委員に選任された。

同月十一日

委員中川一郎君及び米田東吾君辞任につき、その補欠として中村庸一郎君及び柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員中村庸一郎君及び柳田秀一君辞任につき、その補欠として中川一郎君及び米田東吾君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十六日

道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)

四月七日

船舶整備公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)(参議院送付)

同月十日

地方陸上交通事業整備法案(久保三郎君外十一名提出、衆法第二八号)

三月二十七日

国鉄運賃値上げ反対に関する請願(浅井美幸君紹介)(第二七〇五号)

同(有島重武君紹介)(第二七〇六号)

同(伊藤惣助丸君紹介)(第二七〇七号)

同(石田幸四郎君紹介)(第二七〇八号)

同(小川新一郎君紹介)(第二七〇九号)

同(大野潔君紹介)(第二七一〇号)

同(大橋敏雄君紹介)(第二七一一号)

同(近江巳記夫君紹介)(第二七一二号)

同(岡本富夫君紹介)(第二七二三号)

同(沖本泰幸君紹介)(第二七二四号)

同(北側義一君紹介)(第二七二五号)

同(小濱新次君紹介)(第二七一六号)

同(斎藤実君紹介)(第二七一七号)

同(鈴木康雄君紹介)(第二七一八号)

同(田中昭二君紹介)(第二七一九号)

同(竹入義勝君紹介)(第二七二〇号)

同(中野明君紹介)(第二七二二号)

同(樋上新一君紹介)(第二七二三号)

同(広沢直樹君紹介)(第二七二四号)

同(伏木和雄君紹介)(第二七二五号)

同(正木良明君紹介)(第二七二六号)

同(松本忠助君紹介)(第二七二七号)

同(矢野詢也君紹介)(第二七二七号)

同(山田太郎君紹介)(第二七二八号)

同(渡部一郎君紹介)(第二七二九号)

同(浅井美幸君紹介)(第二七三〇号)

同(有島重武君紹介)(第二七三〇号)

同(伊藤惣助丸君紹介)(第二七三二号)

同(石田幸四郎君紹介)(第二七三二号)

同(小川新一郎君紹介)(第二七三三号)

同(大野潔君紹介)(第二七三四号)

同(大橋敏雄君紹介)(第二七三五号)

同(近江巳記夫君紹介)(第二七三六号)

同(岡本富夫君紹介)(第二七三七号)

同(沖本泰幸君紹介)(第二七三八号)

同(北側義一君紹介)(第二七三九号)

同(小濱新次君紹介)(第二七四〇号)

同(斎藤実君紹介)(第二七四一号)

同(鈴木康雄君紹介)(第二七四二号)

同(田中昭二君紹介)(第二七四三号)

同(竹入義勝君紹介)(第二七四四号)

同(中野明君紹介)(第二七四五号)

同(樋上新一君紹介)(第二七四六号)

同(広沢直樹君紹介)(第二七四七号)

同(伏木和雄君紹介)(第二七四八号)

同(正木良明君紹介)(第二七四九号)

同外二件(松本忠助君紹介)(第二九九〇号)  
同(矢野絢也君紹介)(第二九九一号)  
同(山田太郎君紹介)(第二九九二号)  
同(渡部一郎君紹介)(第二九九三号)  
国鉄運賃の値上げ反対に関する請願(江田三郎君紹介)(第二九六六号)  
四月四日

国鉄運賃値上げ反対に関する請願(浅井美幸君紹介)(第二九四一号)  
同(有島重武君紹介)(第三一四二号)  
同(伊藤惣助丸君紹介)(第三一四三号)  
同(石田幸四郎君紹介)(第三一四四号)  
同(小川新一郎君紹介)(第三一四五号)  
同(大野潔君紹介)(第三一四六号)  
同(大橋敏雄君紹介)(第三一四七号)  
同(近江巳記夫君紹介)(第三一四八号)  
同(岡本富夫君紹介)(第三一四九号)  
同(沖本泰幸君紹介)(第三一五〇号)  
同(北側義一君紹介)(第三一五一号)  
同(小濱新次君紹介)(第三一五二号)  
同(斎藤実君紹介)(第三一五三号)  
同(鈴切康雄君紹介)(第三一五四号)  
同(田中昭二君紹介)(第三一五五号)  
同(竹入義勝君紹介)(第三一五六号)  
同(中野明君紹介)(第三一五七号)  
同外二件(樋上新一君紹介)(第三一五八号)  
同(広沢直樹君紹介)(第三一五九号)  
同(伏木和雄君紹介)(第三一六〇号)  
同(正木長明君紹介)(第三一六一号)  
同(松本忠助君紹介)(第三一六二号)  
同(矢野絢也君紹介)(第三一六三号)  
同(山田太郎君紹介)(第三一六四号)  
同(渡部一郎君紹介)(第三一六五号)  
同(渡部一郎君紹介)(第三一六五号)  
国鉄運賃の値上げ反対に関する請願外三件(江田三郎君紹介)(第三二六二二号)  
同(田代文久君紹介)(第三二六三三号)  
同(田代文久君紹介)(第三二六三三号)  
同(田代文久君紹介)(第三二六三三号)  
国鉄横浜新貨物線建設反対に関する請願外二件  
同月十日

(門司亮君紹介)(第三二六四四号)  
は本委員会に付託された。

四月七日  
国鉄南勝線の建設促進等に関する陳情書(岡山県真庭郡勝山町南勝線建設促進期成会長小枝一雄外三千二百四十七名)(第二四八号)  
国鉄赤十字線の廃止反対等に関する陳情書(広島県山陽郡加計町広浜鉄道速成加計同盟会長大東弥一外一万五千九百七十三名)(第二四九号)  
国鉄可部線の輸送改善に関する陳情書(広島県山陽郡加計町長堀谷恭夫外四名)(第二五〇号)  
山陽新幹線の早期完成に関する陳情書(中国五県議事会正副議長会議代表島根県議長長洲浜淳之助外四名)(第二五一号)  
同(十都道府県議事会議議長代表東京都議長大日向高次外九名)(第三〇三三号)  
第七管区海上保安本部に海難救助飛行艇配備に関する陳情書(下関市議会議長島中敏一)(第二五二五号)  
東北新幹線及び青函トンネルの早期実現に関する陳情書(十都道府県議事会議議長代表東京都議会議議長大日向高次外九名)(第三〇一〇号)  
東京部に地下高速鉄道建設に関する陳情書(東京都千代田区九段北一の一の四二三特別区議會議議長会長井上正彦外一名)(第三〇二二号)  
国鉄赤十字線の存続に関する陳情書(長崎市興善町六の二四長崎県町村議會議議長会長馬渡清吉)(第三〇四号)  
離島の海、空路改善に関する陳情書(長崎市興善町六の二四長崎県町村議會議議長会長馬渡清吉)(第三〇五号)  
吉(第三〇五号)  
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件  
外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)  
外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

船舶整備公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二七号)(参議院送付)  
道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)

○砂原委員長 これより会議を開きます。

この際、一言委員長より申し上げます。  
去る三月二十五日の委員会において、内閣提出の国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案を修正議決し、日本国有鉄道財政再建促進特別措置法案を可決いたしましたのでありますが、その際、委員会の運営が円滑を欠いた点につきまして、委員長としては遺憾に存じます。今後かかることのないように、委員各位の十分なる御協力をお願いする次第であります。

○砂原委員長 次に、外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法等の一部を改正する法律案、船舶整備公団法の一部を改正する法律案及び道路運送車両法の一部を改正する法律案を議題とし、順次提案理由の説明を取扱いたします。原田運輸大臣。

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法等の一部を改正する法律案

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律案  
外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律案  
外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律案

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律案

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律案

第二条の見出しを「(利子補給金を支給する契約)」に改め、同条中「(以外の金融機関で政令で定める範囲のもの)」がその資金を融通するときは、政令で定めるところにより、当該融資につき利子補給金を支給し、又は当該融資によつて受けた損失を補償する」を「及び一般金融機関(日本開発銀行以外の金融機関で政令で定める範囲のもの)」をいう。以下同じ。がともにその資金を融通するときは、当該融通された資金のうち運輸省令で定める範囲のもの(以下「対象融資」という。))について利子補給金を支給する」に改める。

第三条中「旨の契約」の下に「(以下)利子補給契約」という。を加え、「当該契約」を「当該利子補給契約」に、「十箇年度」を「十一年度」に改める。

第四条から第八条までを次のように改める。

(利子補給金の限度額)  
第四条 政府は、毎年度、利子補給契約を結ぶ場合には、各利子補給契約において支給することとする利子補給金の総額の合計額が、当該年度の予算で定める金額をこえることとならないようにしなければならない。

第五条 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、当該利子補給契約において支給することとする利子補給金の総額が、当該利子補給契約において定める当該船舶の予定しゆん工日の前の期間について運輸省令で定める方法により計算した対象融資の融資残高及び当該予定しゆん工日以後八年間について次に掲げるところにより計算した対象融資の融資残高に、それぞれ次項の規定による利子補給率を乗じて計算した額の合計額をこえることとならないようにしなければならない。

一 日本開発銀行による融資に係る利子補給金については、次に掲げる条件で当該対象融資の総額を償還するものとする。  
イ 定期船(もつぱら海上運送法(昭和二

十四年法律第八十七号) 第二条第三項の定期航路事業の用に供することを目的として建造される船舶をいう。以下同じ。)の建造に係る融資の場合、当該融資契約が結ばれた日以後元本三年間据置き十年間半年賦均等償還

ロ 定期船以外の船舶の建造に係る融資の場合、当該融資契約が結ばれた日以後元本三年間据置き八年間半年賦均等償還  
二 一般金融機関による融資に係る利子補給金については、当該予定しゆん工日以後八年間半年賦均等償還の条件で当該対象融資の総額を償還するものとする。

2 利子補給率は、日本開発銀行による融資については、当該融資の利率と年利五分五厘との差の範囲内において、一般金融機関による融資については、一般金融機関による設備資金の融資でその償還期限が当該融資と同程度であるものの利率のうち当該融資契約が結ばれた当時において最も低いと認められる利率と年利六分との差の範囲内において、運輸大臣が大蔵大臣と協議して定めるものとする。  
(利子補給金を支給すべき融資残高)

第六条 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、最初に対象融資が融通された日から、当該船舶の予定しゆん工日から八年を経過した日の前日までの期間における対象融資の融資残高を、利子補給金を支給すべき対象融資の融資残高としなければならない。  
(利子補給金の支給額)

第七条 政府は、利子補給契約により利子補給金を支給する場合には、当該利子補給契約において定められた利子補給金の総額の範囲内において、運輸省令で定める期間(以下「単位期間」という。)ごとに、当該単位期間における対象融資の実際の融資残高(予定しゆん工日以後の期間については、その融資残高が第五条第一項第一号又は第二号の規定により

計算した融資残高をこえるときはその計算した融資残高)に同条第二項の規定による利子補給率を乗じて計算した額を、運輸省令で定めるところにより、支給するものとする。  
(利子の減額)

第八条 日本開発銀行及び一般金融機関は、利子補給契約により政府から利子補給金の支給を受けたときは、当該利子補給契約に係る融資契約による利子で当該利子補給金に係る単位期間において生ずるものの額を、当該融資契約に定める利子額から当該利子補給金の額に相当する金額だけ差し引いた金額としなければならない。  
第九条から第十一条までを削り、第十二条の見出し中「納付金」を「納付金の納付等」に改め、同条中「第二条の規定による利子補給金を支給する旨の契約に係る融資を受けている会社は、その」を「利子補給契約に係る融資を受けた会社は、その末日が当該利子補給契約が結ばれた日から十五年を経過していない決算期に係る」に、「第十四条第一項第一号」を「次条第一項」に、「総額をいう。以下同じ」を「総額をいう」に、「当該利益に係る決算期に属する期間について金融機関が支給を受ける利子補給金の額に相当する金額」を「そのこえる金額の四分の一以上四分の三以下の金額の範囲内で政令で定める方法により算出した金額」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、その額は、当該決算期の末日における国庫納付義務残高(結ばれた日から十五年を経過していない利子補給契約に係る融資)ごとに、当該融資について日本開発銀行及び一般金融機関が前条の規定により利子額から差し引いた金額の累計額から、当該会社がこの法律の規定により国庫に納付し、又は納付すべき金額に相当する金額のうち政令で定める方法により割り当てた金額の累計額を控除した金額の合計額をいう。以下同じ。)を限度とする。

第十二条に次の一項を加え、同条を第九条とする。  
2 政府は、前項本文の規定により国庫に納付すべきものとして算出された金額が当該会社に係る当該決算期の末日における国庫納付義務残高をこえる場合には、日本開発銀行及び一般金融機関に対し、そのこえる金額の範囲内において、当該会社に対する融資に係る利子補給契約により当該決算期の後最初に支給することとなる利子で当該決算期の末日まで当該融資契約による利子で当該決算期の末日まで生ずるものに係る部分の金額を、政令で定めるところにより、支給しないものとする。  
第十三条を削り、第十四条第一項を次のように改め、同条を第十条とする。  
運輸大臣は、利子補給契約に係る融資を受けた会社であつて、当該利子補給契約により現に政府が日本開発銀行又は一般金融機関に対し利子補給金を支給することとなつてい

るもの又は現に国庫納付義務残高が存するものに対し、不当な経理の是正その他経理の改善若しくは不当な競争の排除について勧告をし、又は業務若しくは経理の監査をすることができ。  
第十條の次に次の一條を加える。  
第十一條 運輸大臣は、利子補給契約に係る融資を受けた会社が次の各号の一に該当したときは、当該会社に対し、国庫納付義務残高の範囲内の金額を国庫に納付すべきことを命ずることができ。  
一 前条第一項の規定によりした勧告に従わなかつたとき。  
二 第二条の規定により当該会社がした申請における船舶の仕様と異なる仕様により船舶の建造を請け負わせたとき。

第十五条を削り、第十六条第一項中「第十二条、第十三条」を「第九条第一項」に改め、同条を第十二条とする。  
第十七条を第十三条とし、第十八条第一項中「第十四条第一項第三号」を「第十条第一項」に改め、同条を第十四条とする。  
第十九条から第二十一条までを削り、第二十二條の見出し中「措置」を「措置等」に改め、同条中「金融機関が」を「日本開発銀行又は一般金融機関が」に、「第二条の規定による契約」を「利子補給契約」に改め、「補償すべき損失の全部若しくは一部を補償せず」及び「若しくは補償金」を削り、同条に次の一項を加え、同条を第十五条とする。  
2 政府は、利子補給契約に係る融資を受けた会社が第十一条各号の一に該当したとき又はこの法律の規定により国庫に納付すべき金額を納付しないときは、日本開発銀行及び一般金融機関に対し、当該会社に対する対象融資について支給すべき利子補給金の全部又は一部を支給しないことができる。  
第十五條の次に次の一條を加える。  
(政令への委任)

第十六條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項については、政令で定める。  
第二十三條中「第十八條第一項」を「第十四條第一項」に改め、同条を第十七條とする。  
附則に次の一項を加える。  
4 政府が利子補給契約を結ぶことができるのは、昭和五十年三月三十一日までとする。  
(海運業の再建整備に関する臨時措置法の一部改正)

第二條 海運業の再建整備に関する臨時措置法(昭和三十八年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。  
第九條を次のように改める。  
第九條 削除

第十条中「十年」を「五年」に改め、「猶予利子」の下に「(当該決算期の末日の後に第八条の規定により支払うべきこととなつた猶予利子を除く。）」を加える。

第十一条中「及び第九条」を削り、「外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法(昭和二十八年法律第一号)第十二条又は第十三条」を「外航船舶建造融資利子補給臨時措置法(昭和二十八年法律第一号)第九条第一項」に、「これらの規定にかかわらず」を「これらの規定により算出した」を「同項の規定により納付すべきに」、「これらの規定による」を「同項の規定による」に、「これらの差額」を「その差額」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法(昭和三十六年法律第九十六号)以下「旧開銀利子補給法」といふは、廃止する。

3 この法律の施行前に結ばれた改正前の外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法(以下「旧法」といふ)第二条又は旧開銀利子補給法第一条の規定による利子補給金を支給する旨の契約(以下「旧利子補給契約」といふ)は、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法(以下「新法」といふ)第二条の規定による利子補給金を支給する旨の契約とみなして、新法の規定を適用する。ただし、旧利子補給契約により支給すべき利子補給金の額の計算については、なお従前の例による。

4 旧利子補給契約に係る融資を受けた会社が、その末日がこの法律の施行の前である決算期に係る決算において利益を計上した場合における納付金の納付については、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に旧法第十五条の規定(旧開銀利子補給法第六条の規定により適用す

ることとされていなかった場合を含む)により納付すべきこととなつていた納付金の納付については、なお従前の例による。

6 この法律の施行の日においてその受けた融資に係る旧利子補給契約が結ばれた日から十五年を経過していない会社で、この法律の施行の日までに旧法の規定(旧開銀利子補給法第六条の規定により適用することとされていなかった場合を含む)により国庫に納付した納付金の額が旧開銀利子補給法若しくは旧法の規定により当該融資につき日本開発銀行及び旧法第二条の日本開発銀行以外の金融機関で政令で定める範囲のもの(以下「日本開発銀行等」といふ)が支給を受けた利子補給金の総額に達していないもの又はこの法律の施行後もその受けた融資に係る旧利子補給契約により政府が日本開発銀行等に対して利子補給金を支給することとなつていない会社は、この法律の施行の日から起算して二月を経過する日までに、その末日がこの法律の施行の日以後である決算期に係る決算において利益を計上した場合における納付金の納付について旧開銀利子補給法及び旧法の規定の例によるべきことを、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣に申し出ることができる。

7 前項の規定による申出をした会社については、新法第九条から第十四条まで、第十五条第二項及び第十七条の規定にかかわらず、旧法第十二条から第十八条まで及び第二十三条の規定(旧開銀利子補給法第六条の規定により適用することとされていなかった場合を含む)の例による。

8 海運業の再建整備に関する臨時措置法(以下「再建整備法」といふ)の規定による支払猶予を受けた会社(附則第六項の規定による申出をすることができる会社を除く)は、この法律の施行の日から起算して二月を経過する日までに、

当該会社に係る確認日から起算して五年を経過した日の属する決算期の末日までに支払わなかつた猶予利子(当該決算期の末日の後に同法第八条の規定により支払うべきこととなつた猶予利子を除く)の支払いについて改正前の同法の規定の例によるべきことを、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣に申し出ることができる。

9 前項の規定による申出をした会社の同項の猶予利子の支払いについては、改正後の再建整備法第十条の規定にかかわらず、改正前の同法第九条及び第十条の規定の例による。

10 附則第六項の規定による申出をした会社で再建整備法の規定による支払猶予を受けたものの附則第八項の猶予利子の支払いについては、当該会社を同項の規定による申出をした会社とみなして、前項の規定を適用する。

11 前項の会社が同項の規定により適用することとされた附則第九項においてその例によるものとされた改正前の再建整備法第九条又は第十条の規定により猶予利子を支払うこととなつた場合における附則第七項においてその例によるものとされた旧法第十二条又は第十三条の規定(旧開銀利子補給法第六条の規定により適用することとされていなかった場合を含む)による納付金の納付の義務については、改正後の再建整備法第十一条の規定にかかわらず、改正前の同法第十一条の規定の例による。

12 附則第六項又は第八項の規定による申出をした会社は、新法第二条の規定による申請をすることができない。

13 この法律の施行前に日本開発銀行等が旧開銀利子補給法若しくは旧法又は旧利子補給契約に違反した行為に対する措置については、なお従

前の例による。  
14 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

15 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。  
第四条第一項第十五号の五中「利子補給を」とし、及び損失補償を「利子補給」に改める。  
第二十三条第一項第六号の二中「及び損失補償」を削る。

理由

外航船舶の建造を促進するため、昭和四十四年度以降の六箇年度において、日本開発銀行及び一般金融機関による融資について政府が利子補給契約を結ぶことができるものとするほか、利子補給契約に係る融資を受けた海運企業が利益を計上した場合の国庫納付金の納付の方法を合理化する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

船舶整備公団法の一部を改正する法律案  
船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十六号)

の一部を次のように改正する。  
第十九条第七号の次に次の一号を加える。  
七の二 海上貨物運送事業者又は貨物船貨渡業者に対し、運輸省令で定める総トン数未満の鋼製の貨物船(船舶安全法にいう遠洋区域を航行区域とするものを除く)の改造に必要な資金を貸し付けること。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

内航海運の近代化を促進するため、船舶整備公団に貨物船の改造に関する融資業務を行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律

第一条 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「且つ、第六十條の規定により交付を受けた自動車検査証及び」を「かつ、」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項の申請は、新規検査の申請又は第七十一條第四項の交付の申請と同時にしなければならない。

第八條第二号を次のように改める。

二 当該自動車新規検査を受け、保安基準に適合すると認められたもの又は有効な自動車予備検査証の交付を受けているものでないとき。

第九條中「且つ、」を「かつ、運輸省令で定める基準により」に改める。

第十一條第一項中「陸運局長の」を「陸運局長又は第二十八條の第三項の規定による委託を受けた者の行なう」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、自動車登録番号標が滅失し、き損し、若しくは第三十九條第二項の規定に基づく運輸省令で定める様式に適合しなかり、又はこれに記載された自動車登録番号の識別が困難となつた場合について準用する。この場合において必要となる自動車登録番号標及び封印の取りはずし並びに封印の取

りつけは、陸運局長（政令で定める離島にあつては、陸運局長又は政令で定める市町村の長。次項において同じ。）が行なうものとする。

第十一條第四項を削り、同条第三項中「又は前項を」、第二項の政令で定める市町村の長又は第二十八條の第三項に改め、「受けた者が」の下に「取りつけをした封印又はこれらの者が」を加え、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 自動車の所有者は、当該自動車に係る自動車登録番号標に取りつけられた封印が滅失し、又はき損したときは、陸運局長の行なう封印の取りつけを受けなければならない。

第十二條第二項中「前項を」第一項に、「第八條第二号から第四号まで」を「第八條（第三号及び第四号に係る部分に限る。）」に、「同条第二号及び第四号」を「同条（第四号に係る部分に限る。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の申請をすべき事由により第六十七條第一項の規定による自動車検査証の記入の申請をすべきときは、これらの申請は、同時にしなければならない。

第十三條第二項を次のように改める。

2 陸運局長は、前項の申請を受理したときは、第八條第一号若しくは第四号に該当する場合又は当該自動車に係る自動車検査証が有効なものでない場合を除き、移転登録をしなければならない。

第十三條に次の一項を加える。

3 前条第二項の規定は、第一項の申請について準用する。

第十三條の二 陸運局長は、前二條の申請があつた場合その他の場合において、登録自動車についてその自動車登録番号が第九條の運輸省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、次條に規定する場合を除き、その自動車登録番号を変更するものとする。

2 第九條、第十條及び第十一條第一項の規定は、前項の規定による自動車登録番号の変更について準用する。

第十四條第四項中「第八條第二号及び第四号」を「第八條第四号に係る部分に限る。）」に改める。

第十七條第四項中「検査票を」の下に「見やすいように」を加える。

第十九條を次のように改める。

第十九條（自動車登録番号標等の表示の義務）

第十九條 自動車は、陸運局長、第十一條第二項の政令で定める市町村の長又は第二十八條の第三項の規定による委託を受けた者が封印の取りつけをした自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号を見やすいように表示しなければ、運行の用に供してはならない。

第二十條第一項第一号中「第十四條第三項」を「第十三條の二第二項」において準用する第十條又は第十四條第三項に改め、同条第二項中「第六十九條第一項又は第二項」を「当該自動車の使用者が第六十九條第二項」に改め、同条第三項中「領置を受けた者が」を「自動車の使用者が」に改め、「又は有効な自動車検査証を有するに至つたとき」を削る。

第二十六條第一項第一号中「第十一條、第十四條第五項」を「第十一條（同条第二項、第十三條の二第二項及び第十四條第五項）」に改める。

る。

第二十八條の二の次に次の一項を加える。

（封印の取りつけの委託）

第二十八條の三 陸運局長は、登録自動車に取りつけた自動車登録番号標への封印の取りつけを運輸省令で定める要件を備える者に委託することができる。

2 第二十六條第一項（同項第一号中第十一條第二項において準用する同条第一項に係る部分を除く。）、第二十八條第一項及び前条第一項の規定は、前項の規定による封印の取りつけの委託を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「自動車登録番号標交付代行者」とあるのは「第二十八條の三第一項の規定による封印の取りつけの委託を受けた者」と、「自動車登録番号標」とあるのは「封印」と、「交付」とあるのは「取りつけ」と読み替へるものとする。

第三十四條第一項を次のように改める。

臨時運行の許可を受けた自動車を、当該自動車に係る臨時運行許可証に記載された目的及び経路に従つて運行の用に供するときは、

第四條、第十九條、第五十八條第一項及び第六十六條第一項の規定は、当該自動車について適用しない。

第三十五條第一項中「第七條第一項及び第五十九條第一項の呈示」を「新規登録、新規検査又は当該自動車検査証が有効でない自動車についての継続検査その他の検査の申請をするために必要な提示」に改める。

第三十六條第一項中「見易い」を「及びこれに記載された番号を見やすいに、」と「携帯する者」を「備え付け」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一項を加える。

（回送運行の許可）

第三十六條の二 自動車の回送を業とする者でその営業所ごとに陸運局長の許可を受けたものが、当該営業所の業務として回送する自動車(以下「回送自動車」といふ。)で回送運行許可番号標及びこれに記載された番号を見やすいように表示し、かつ、回送運行許可証を備え付けたものを、当該回送運行許可証の有効期間内に、これに記載された目的及び経路に従つて運行の用に供するときは、第四條、第十九條、第五十八條第一項及び第六十六條第一項の規定は、当該自動車について適用しない。

2 前項の許可の有効期間は、一年をこえてはならない。

3 陸運局長は、第一項の許可を受けた者に対し、その申請に基づき、必要と認められる数の回送運行許可証を交付するとともに、これに対応する数の回送運行許可番号標を貸与するものとする。

4 回送運行許可証には、その有効期間、回送の目的及び経路並びに当該回送運行許可証に係る回送運行許可番号標の番号を記載しなければならない。

5 回送運行許可証の有効期間は、一月をこえてはならない。

6 第一項の許可を受けた者は、回送運行許可証の有効期間が満了したときは、その日から三日以内に、当該回送運行許可証及びこれに係る回送運行許可番号標を陸運局長に返納しなければならない。

7 陸運局長は、次に掲げる場合においては、第一項の許可を取り消すことができる。

一 回送運行許可証又は回送運行許可番号標が回送自動車以外の自動車のために利用されたとき。

二 回送運行許可証に記載された回送の目的及び経路に従わないで回送自動車を運行の用に供したとき。

三 回送運行許可証に記載された有効期間外に回送自動車を運行の用に供したとき。

四 正当な理由がないのに、前項の規定に違反したとき。

8 第一項の許可を受けた者は、前項の規定によりその許可が取り消されたときは、その日から三日以内に、現に交付を受けている回送運行許可証及び現に貸与を受けている回送運行許可番号標を陸運局長に返納しなければならない。

第三十九條第二項中「及び臨時運行」を、並びに臨時運行及び第三十六條の二第一項に改める。

第五十五條第三項中「運輸大臣は、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣の」を「運輸大臣が申請により」に、「対して、」を「ついで、」運輸省令で「に改め、同条第四項中「実施種目」を「実施細目及び前項の養成施設の指定の実施細目」に改める。

第五十八條の見出しを「自動車の検査及び自動車検査証」に改め、同条中「本章において同じ。」は、その使用者が「この章において同じ。」は、この章に定めるところにより「自動車検査証の交付を受けたを」有効な自動車検査証の交付を受けている」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 自動車検査証に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

第五十八條の次に次の一条を加える。

(検査の実施の方法)

第五十八條の二 この章に定めるところにより陸運局長の行なう検査の項目その他の検査の実施の方法は、新規検査その他の検査の種類ごとに運輸省令で定める。

第五十九條の見出し中「の申請」を削り、同条第一項を次のように改める。

登録を受けていない自動車(二輪の小型自動車を除く。)又は次条第一項の規定による車

両番号の指定を受けていない二輪の小型自動車を運行の用に供しようとするときは、当該自動車の使用者は、当該自動車を提示して、陸運局長の行なう新規検査を受けなければならない。

第五十九條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前条の検査」を「新規検査」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 新規検査(二輪の小型自動車に係るものを除く。)の申請は、新規登録の申請と同時にしなければならない。

第六十條の見出しを削り、同条中「第五十八條の検査」を「新規検査」に改め、「左の各号に掲げる事項を記載した」を削り、「申請者」を「当該自動車の使用者」に改め、各号を削り、同条に次の一項を加える。

2 二輪の小型自動車以外の自動車に係る前項の規定による自動車検査証の交付は、当該自動車について新規登録をした後にしなければならない。

第六十一條第二項中「前条、第六十二條第一項又は第六十三條第三項(第六十四條第二項及び第六十七條第三項を、前条第一項、第六十二條第二項(第六十三條第三項、第六十四條第三項及び第六十七條第四項)に、「の場合」を「又は第六十一條第四項の規定により自動車検査証を交付し、又は返付する場合」に改め、同条第三項中「第六十七條」を削る。

第六十一條の二第一項中「次条第一項の規定による検査」を「継続検査」に改める。

第六十二條から第六十四條までを次のように改める。

(継続検査)

第六十二條 登録自動車又は車両番号の指定を受けた二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示し

て、陸運局長の行なう継続検査を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該自動車検査証を陸運局長に提出しなければならない。

2 陸運局長は、継続検査の結果、当該自動車に保安基準に適合すると認めるときは、当該自動車検査証に有効期間を記入して、これを当該自動車の使用者に返付し、当該自動車が保安基準に適合しないと認めるときは、当該自動車検査証を当該自動車の使用者に返付しないものとする。

3 第五十九條第三項の規定は、継続検査について準用する。

4 次条第二項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、継続検査を受けることができない。

5 自動車の使用者は、継続検査を申請しようとする場合において、分解整備検査を受けるべき事由があるときは、分解整備検査を申請しなければならない。

6 自動車の使用者は、継続検査を申請しようとする場合において、第六十七條第一項の規定による自動車検査証の記入の申請をすべき事由があるときは、あらかじめ、その申請をしなければならない。

(臨時検査)

第六十三條 運輸大臣は、一定の範囲の自動車又は軽自動車について、事故が著しく生じている等によりその構造、装置又は性能が保安基準に適合していないおそれがあると認めるときは、期間を定めて、これらの自動車又は軽自動車について次項の規定による臨時検査を受けるべき旨を公示することができる。

2 前項の公示に係る自動車(登録自動車及び車両番号の指定を受けた二輪の小型自動車に限る。以下この条において同じ。)又は軽自動車の使用者は、当該公示に係る同項の期間内

に、当該自動車又は軽自動車を表示して、陸運局長の行なり臨時検査を受けなければならない。ただし、同項の公示に係る自動車当該公示に係る同項の期間の末日の前に有効期間が満了した自動車検査証の交付を受けているものについては臨時検査を受けるべき時期は、当該有効期間の満了後これを使用しようとする時とすることができる。

3 第五十九条第三項、前条第一項後段及び同条第二項の規定は、臨時検査について準用する。

4 第一項の公示に係る自動車当該公示に係る同項の期間内に臨時検査を受けなかつたものに係る自動車検査証でその期間の末日に有効であるものは、その期間の経過後は、その効力を失う。この場合において、当該自動車の使用者は、すみやかに、当該自動車検査証を陸運局長に返納しなければならない。

5 陸運局長は、臨時検査の結果、当該軽自動車検査証に適合するときは、その使用者に臨時検査合格標章を交付するものとする。

6 第一項の公示に係る軽自動車は、当該公示に係る同項の期間に引き続く運輸省令で定める期間内は、運輸省令で定めるところにより臨時検査合格標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

7 第二項及び第四項の規定は、第一項の公示に係る自動車当該公示のあつた日以後当該公示に係る同項の期間の末日までに新規検査、分解整備検査又は構造等変更検査を受けたもの及びこれに係る自動車検査証については、適用しない。

(分解整備検査)

第六十四条 登録自動車又は車両番号の指定を受けた二輪の小型自動車の使用者は、当該自動車分解整備されたときは、その分解整備が完了した日から十五日以内に、当該自動車

を提示して、陸運局長の行なり分解整備検査を受けなければならない。ただし、当該自動車検査証がその効力を失つていない自動車について分解整備検査を受けるべき時期は、これを使用しようとする時とすることができる。

2 前項の規定は、第七十八条第四項の自動車分解整備事業者が当該分解整備を実施し、かつ、第九十条の規定による検査をした場合については、適用しない。

3 第五十九条第三項、第六十二条第一項後段及び同条第二項の規定は、分解整備検査について準用する。

第六十五条第一項を次のように改める。  
第六十八条第一項及び第二項の規定は、新規検査、継続検査、臨時検査、分解整備検査又は構造等変更検査を受けようとする場合について準用する。

第六十五条第二項中「(軽自動車を含む。)」を削り、同条第三項中「自動車(軽自動車を含む。)」につき、軽自動車にあつては保安基準に適合する旨の証明、その他の自動車にあつては「自動車に係る」に、「指定又は更新及びその記入」を「記入及びその返付」に改める。

第六十五条の二第一項中「第六十二条第一項の規定による検査」を「継続検査」に、「自動車検査証」を「自動車検査証の提出」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「提出及び」を加え、同条第三項中「呈示に係る」を「規定により提出された」に、「更新及びその記入」を「記入及びその返付」に改める。

第六十六条第一項ただし書を削り、同条第二項第一号中「第六十条又は第七十一条第一項」を「第六十条第一項又は第七十一条第四項」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第六十二条第二項(第六十三条第三項、第六十四条第三項及び次条第四項において準用する場合を含む。)の規定により自動車検査証に有効期間を記入して、これを返付

するときは(第六十五条第三項又は前条第三項の規定による委任に基づいてする場合を含む。)

第六十六条第五項を次のように改める。  
第六十六条検査標章は、当該自動車検査証がその効力を失つたとき、又は継続検査、臨時検査、分解整備検査若しくは構造等変更検査の結果、当該自動車検査証の返付を受けることができなかつたときは、当該自動車に表示してはならない。

第六十七条の見出しを「自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査」に改め、同条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、その効力を失つている自動車検査証については、これに記入を受けるべき時期は、当該自動車を使用しようとする時とすることができる。

第六十七条第三項を削り、同条第二項中「前項の変更が左の各号の一に該当することにより」を「第一項の変更が運輸省令で定める事由に該当する場合において、」に、「検査」を「これを提示して構造等変更検査」に改め、各号を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、次条に規定する書換えを受けなければならない場合又は行政区画若しくは土地の名称の変更により、自動車の使用者若しくは所有者の住所若しくは自動車の使用の本拠の位置についての自動車検査証の記載事項の変更があつた場合については、適用しない。

第六十七条次に次の一項を加える。

4 第五十九条第三項及び第六十二条第二項の規定は、構造等変更検査について準用する。

第六十八条中「自動車の使用者」を「有効な自動車検査証の交付を受けている自動車の使用者」に改める。

第六十九条の見出しを「自動車検査証の返納

等)に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

自動車の使用者は、当該自動車について第十五条第一項各号に掲げる事由があつたとき、又は第十六条の申請に基づく消費記録があつたときは、その日から十五日以内に、当該自動車検査証を陸運局長に返納しなければならない。

2 第五十四条第二項の規定により自動車の使用の停止を命ぜられた者は、遅滞なく、当該自動車検査証を陸運局長に返納しなければならない。

第六十九条第三項中「第一項の規定による返納の命令に係る自動車検査証が保安基準に適合するに至つたとき、又は」を削る。  
第七十条中「自動車」の下に「又は軽自動車」を加え、「又は検査標章」を「若しくは検査標章又は臨時検査合格標章」に改める。  
第七十一条第一項から第五項までを次のように改める。

登録を受けていない自動車(二輪の小型自動車を除く)又は車両番号の指定を受けていない二輪の小型自動車の所有者は、当該自動車を提示して、もよりの陸運局長の行なり予備検査を受けることができる。

2 陸運局長は、予備検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、自動車予備検査証を当該自動車の所有者に交付しなければならない。

3 自動車予備検査証の有効期間は、三月とする。

4 自動車予備検査証の交付を受けた自動車についてその使用の本拠の位置が定められたときは、その使用者は、その使用の本拠の位置を管轄する陸運局長に当該自動車予備検査証を提出して、自動車検査証の交付を受けることができる。

5 第五十九条第二項及び第三項の規定は、前

項の交付の申請について準用する。

第七十一条中第八項を削り、第七項を第八項とし、同条第六項中「第六十三条及び」を「第六十三条第二項本文、同条第三項及び第四項並びに」に改め、「この場合において、」の下に「これらの規定並びに第六十三条第三項及び第六十四条第三項において準用する第六十二條第一項後段及び同条第二項の規定中」を加え、同項を同条第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6 第六十條第二項の規定は、第四項の交付について準用する。

第七十一条中第九項を削り、第十項を第九項とし、同条に次の一項を加える。

10 自動車予備検査証の交付を受けた自動車については、第五十八條第一項の規定の適用については、第一項の陸運局長は、使用の本拠の位置を管轄する陸運局長とみなす。

第七十三條第一項中「第六十條後段の」を「第六十條第一項後段の規定により指定を受けた」に改め、「車両番号標を」の下に「表示し、かつ、その車両番号を見やすいように」を加え、同条第二項中「第三十六條」を「第三十六條の二」に、「第三十四條第一項中「第四條」とあるのは「第五十八條本文」と、第三十六條第二項を「第三十四條第一項及び第三十六條の二第一項」に改める。

第七十六條中「自動車検査証」の下に「臨時検査合格標章」を加える。

第八十六條第一項を次のように改める。

検査主任者は、運輸省令で定める自動車の検査に関する実務の経験その他の要件を備える者でなければならない。

第九十一条第一項第一号中「第六十條後段」を「第六十條第一項後段」に改める。

第九十四條の五の見出しを「保安基準適合証等」に改め、同条第一項中「自動車を」を「自動車(軽自動車を除く。を)」に改め、「保安基準適合証」の下に「及び保安基準適合標章」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第六十三條第二項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。

第九十四條の五第三項中「保安基準適合証」の下に「及び保安基準適合標章」を加え、同条第四項中「第六十二條又は第六十四條の規定による検査」を「継続検査又は分解整備検査」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項の規定による自動車検査員の証明を受けた自動車に運輸省令で定めるところにより当該証明に係る有効な保安基準適合標章を表示しているときは、第五十八條第一項及び第六十六條第一項の規定は、当該自動車について適用しない。

第九十四條の六第一項中「保安基準適合証」の下に「及び保安基準適合標章」を加え、同条第一号中「第六十條後段又は第九十七條の三第一項の」を「第六十條第一項後段の規定により」に改める。

第九十四條の七、第九十四條の八第一項及び第九十四條の十中「保安基準適合証」の下に「及び保安基準適合標章」を加える。

第九十七條の二中「第六十二條第一項の検査」を「継続検査」に改める。

第九十八條第一項及び第二項中「若しくは検査標章」を「回送運行許可番号標、臨時検査合格標章、検査標章若しくは保安基準適合標章」に改め、同条第三項中「又は検査標章」を「回送運行許可番号標、臨時検査合格標章、検査標章又は保安基準適合標章」に改める。

第一百條第一項中「又は事業」の下に「若しくは業務」を加え、第七十條を第十号とし、第四号から第六号までを三号ずつ繰り下げ、第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 第三十六條の二第一項の許可を受けた者

六 第五十五條第三項の規定によりその設ける自動車整備士の養成施設について指定を受けた者  
 第一百條第一項第二号の次に次の一号を加える

三 第二十八條の三第一項の規定により封印の取りつけの委託を受けた者  
 第一百條第一項の表を次のように改める。

手数料を納付すべき者	金額
一 新規登録を申請する者	一両につき三百円
二 変更登録、移転登録又は第十六條のまつ消登録を申請する者	一両につき二百円
二の二 登録換えを申請する者	一両につき二百円
三 陸運局長が行なう臨時運行の許可を申請する者	一両につき二百円
四 回送運行許可証の交付を申請する者	一枚につき千円
五 自動車登録原簿の謄本又は抄本の交付を請求する者	一枚につき五十円
五の二 自動車登録原簿の閲覧を請求する者	一件につき五十円
六 自動車整備士の技能検定を申請する者	一件につき六百円
七 新規検査、継続検査、分解整備検査、構造等変更検査又は予備検査を申請する者	一両につき七百元
八 自動車検査証、臨時検査合格標章、検査標章又は自動車予備検査証の再交付を申請する者	一件につき百円
九 自動車の型式について指定を申請する者	一件につき一万五千円
十 優良自動車整備事業者の認定を申請する者	一件につき四千円

第一百零二條第二項中「の上欄の一から三まで、五、六、八又は九」を「第一号から第二号の二まで、第五号、第五号の二、第七号又は第八号」に改める。

第一百零三條第一項中「第二十六條第二項」の下に「第三十六條の二第七項」を加える。

第一百零四條を次のように改める。

（経過措置）  
 第一百零四條 この法律の規定に基づき政令又は運輸省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は運輸省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される

範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。  
 第一百七十條第一号中「第六十條、第六十二條第一項、第六十三條第三項（第六十四條第二項、第六十七條第三項及び第七十一條第六項）を」第三十六條の二第一項（第七十三條第二項において準用する場合を含む。）、第六十條第一項、第六十二條第二項（第六十三條第三項（第七十一條第七項において準用する場合を含む。）、第六十四條第三項（第七十一條第七項において準用する場合を含む。）及び第六十七條第四項（第七十一條第八項において準用する場合を含む。）に、



「第七十一条第四項」を「第七十一条第二項若しくは第四項」に改め、同条第四号中「保安基準適合証」の下に「又は保安基準適合標章」を加え、同条第五号中「保安基準適合証」の下に「及び保安基準適合標章」を加える。

第百八条第一号中「第十一号第三項」を「第十一号第四項」に、「第三十六号第一項、第五十八号」を「第三十六号、第三十六号の二、第六十六項（第七十三号第二項において準用する場合を含む。）、第三十六号の二第八項（第七十三号第二項において準用する場合を含む。）、第五十八号第一項」に改め、同条第二号中「若しくは経路の制限又は第六十九号第一項の規定による返納命令」を「又は経路の制限」に改める。

第百九条第一号中「第十一号第一項」の下に「（同条第二項、第十三号の二第二項及び第十四号第五項において準用する場合を含む。）、第十一号第三項」を、「第二十二号第四項」の下に「第六十三号第六項」を加え、同条第六号中「第六十六号」を「第六十六号第一項」に改める。

第百十号第一号中「第二十六号第一項」の下に「（第二十八号の三第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「第六十三号第一項」を「第六十三号第二項（第七十一条第七項において準用する場合を含む。）」に改め、「第六十四号第一項」の下に「（第七十一条第七項において準用する場合を含む。）」を、「第六十七号第一項」の下に「（第七十一条第八項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第六号中「第六十七号第二項」を「第六十七号第三項（第七十一条第八項において準用する場合を含む。）」に改める。

第百十二条中「第二十八号第一項」の下に「（第二十八号の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三号第四項後段、第六十九号第一項」を加える。

第二章（第六号、第七号第一項、第十四号、第十八号、第二十二号、第二十四号第一項、第三十四号第二項、第三十六号の二、第三十七号及び第三十八号を除く。）、第五章（第五十八号、第六十五号、第六十五号の二、第六十八号、第七十一条第一項、第四項及び第十項並びに第七十四号第一項を除く。）、第九十四号の五第四項及び第九十七号の二第二項中「陸運局長」を「運輸大臣」に改める。

第四条中「自動車登録原簿」を「自動車登録ファイル」に改める。

第六条を次のように改める。  
（自動車登録ファイル等）  
第六条 自動車の自動車登録ファイルへの登録は、政令で定めるところにより、電子情報処理組織によつて行なう。

2 自動車登録ファイル及び前項の電子情報処理組織は、運輸大臣が管理する。

第七号第一項中「自動車の使用の本拠の位置を管轄する陸運局長」を「運輸大臣」に、「第二十二号第一項の新規登録用謄本」を「第十六号第二項のまつ消登録証明書」に改める。

第九条中「自動車登録原簿」を「自動車登録ファイル」に、「記載し」を「登録し」に、「記載する」を「登録する」に改める。

第十条の見出しを「登録事項の通知」に改め、同条中「自動車登録番号」を「登録事項を画面により」に改める。

第十一条第一項中「前条の規定による」を「前条の規定により」に改める。

第十二号第一項中「自動車登録原簿に記載されている」を「登録されている」に改め、「第十四号の規定による登録換」を削り、同条に次の一項を加える。

4 第十条の規定は、変更登録をした場合について準用する。

第十三条に次の一項を加える。

4 第十条の規定は、移転登録をした場合について準用する。

第十四号を削り、第十三号の二第二項中「次に規定する場合を除き」を削り、同条を第十四号とする。

第十六号に次の一項を加える。

2 運輸大臣は、前項の申請に基づきまつ消登録をしたときは、申請者に対し、まつ消登録証明書を交付するものとする。

第十七号第二項中「記載の疑がある者について」を「疑いがある場合において」に改め、同条第三項中「ときは、自動車登録原簿」を「ときは、自動車登録ファイル」に、「表示し、且つ」を「記録し、かつ」に改め、同項第二号及び第三号中「自動車登録原簿に記載されている」を「登録されている」に改める。

第十八号を次のように改める。

第十八号 削除

第二十号第一項第一号中「第十三号の二第二項」を「第十四号第二項」に改め、「又は第十四号第三項」を削り、同項第二号中「第十六号の規定により」を「第十六号第一項の申請に基づく」に改める。

第二十一条から第二十三条までを次のように改める。  
（自動車登録ファイルの記録等の保存）  
第二十一条 まつ消登録をした自動車に係る自動車登録ファイルの記録は、まつ消登録をした日から五年間保存しなければならない。

2 自動車の登録に係る申請書及び添付書類は、当該申請書を受理した日から五年間保存しなければならない。

（登録事項等証明書）  
第二十二号 何人も、運輸大臣に対し、登録事項その他の自動車登録ファイルに記載されている事項を証明した書面（以下「登録事項等証明書」という。）の交付を請求することができる。

2 前項の規定により登録事項等証明書の交付を請求する者は、第百二条第一項の規定による手数料のほか郵送料を納付して、その交付を請求することができる。

（自動車登録ファイルの登録の回復）  
第二十三号 自動車登録ファイルの記録の全部又は一部が滅失した場合における登録の回復に關して必要な事項は、政令で定める。

第二十四号第一項中「事務につき陸運局長を補助させる」を「事務を執行させる」に改める。

第二十六号第一項第一号中「第十三号の二第二項及び第十四号第五項」を「及び第十四号第二項」に改める。

第三十三号第一項中「新規登録用謄本」を「まつ消登録証明書」に改める。

第三十七号を削り、第三十七号の二の見出しを「（異議申立て期間等の特例）」に改め、同条中「前条に規定する」、「及び審査請求」及び「第十四号、第三十七号第六項及び」を削り、同条を第三十七号とする。

第三十八号を次のように改める。  
（異議申立てが理由がある場合）  
第三十八号 運輸大臣は、登録についての異議申立てが理由があるときは、当該異議申立てに係る登録について更正をし、その旨を当該登録についての利害関係人に通知しなければならない。

2 第十条の規定は、前項の規定により更正をした場合について準用する。

第三十九号第一項中「自動車登録原簿の記載」を削る。

第五十八号第一項中「その使用の本拠の位置を管轄する陸運局長」を「運輸大臣」に改める。

第六十一条第三項中「第六十八号又は」及び「書換又は」を削る。

第六十五号の前の見出しを削り、同条を次の

のよう改める。

第六十五条 削除

第六十五條の二を削る。

第六十六條第二項第二号中「第六十五條第三項又は前條第三項の規定による委任に基づいてする場合を含む。」を削る。

第六十七條第二項中「次條に規定する書換えを受けなければならない場合又は行政区画若しくは」を「行政区画又は」に、「住所若しくは」を「住所又は」に改める。

第六十八條を次のように改める。

第六十八條 削除

第六十九條第一項中「第六十六條」を「第六十七條第一項」に改める。

第七十一條第一項中「もよりの陸運局長」を「運輸大臣」に改め、同條第四項中「その使用の本拠の位置を管轄する陸運局長」を「運輸大臣」に改め、同條第十項を削る。

第七十二條の見出しを「(検査記録)」に改め、同條中「自動車検査記録簿を備え」を削り、「(軽自動車を含む)の検査並びに」を「の検査及び」に改め、「及び自動車予備検査証」及び「書換」を削り、「記載しなければならぬ」を「政令で定めるところにより、第六條第一項の電子情報処理組織によつて、自動車登録ファイル(二輪の小型自動車にあつては、二輪自動車検査ファイル)に記録するものとする」に改め、同條に次の一項を加える。  
2 二輪自動車検査ファイルは、運輸大臣が管理する。

第七十四條第一項中「事務につき、陸運局長を補助させる」を「事務を執行させる」に改める。

第九十四條の五第四項中「第六十四條、第六十五條(継続検査又は分解整備検査に係る部分に限る)及び第六十五條の二」を「及び第六十四條」に改める。

第二百一條第一項中「及び地方公共団体が自動

車登録原簿の閲覧を請求する場合における当該地方公共団体を削り、同項の表第二号中「第十六條」を「第十六條第一項」に改め、同表第二号の二を削り、同表第五号を次のように改める。

五 登録事項等証明書  
の交付を請求する者  
一枚につき  
五百円

第二百一條の表第五号の二を削り、同條第二項中「から第二号の二まで」を「第二号」に改め、「第五号の二」を削る。

第二百五條第一項中「この法律」を「第二十五條第一項、第二十六條第二項、第二十七條第一項及び第二項、第二十八條の二第二項並びに第四十三條第二項」に改め、同條第三項を削り、同條第二項中「第二章及び第五章並びに第四十三條」を「第三十四條第二項、第三十六條の二第三項、第四十三條第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 第二章(第六條第二項、第二十四條第一項、第二十五條第一項、第二十六條第二項、第二十七條第一項及び第二項、第二十八條の二第二項、第二十九條並びに第三十條を除く)及び第五章(第六十三條第一項、第七十二條第二項、第七十四條第一項並びに第七十五條第一項及び第四項を除く)の規定により運輸大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、都道府県知事に行なわせることができる。  
第二百五條に次の三項を加える。

4 第二項の規定により自動車の登録に関する運輸大臣の権限に属する事項を都道府県知事に委任した場合において、都道府県知事がした処分について不服がある者は、異議申立てをすることができ。  
5 第二項の規定により自動車の登録に関する運輸大臣の権限に属する事項を都道府県知事

に委任した場合における都道府県知事がした処分についての審査請求については、行政不服審査法第十四條及び第三十七條第六項の規定を適用しない。

6 第一項から第三項までの規定により運輸大臣又は陸運局長の権限に属する事項を陸運局長又は都道府県知事に委任した場合においては、政令で、合理的に必要と判断される範囲内において、この法律その他の法令の規定の適用に關し必要な事項を定めることができ。

第九十九條第一号中「第十三條の二第二項及び第十四條第五項」を「及び第十四條第二項」に改め、同條第二号中「第十四條第一項」を削る。

第一百十條第一号中「第六十八條」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律中、第一条、次條、附則第三条及び附則第六条の規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から、第二条、附則第四条及び附則第五条の規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。(第一条の規定による改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定の施行の際現に同條の規定において「旧法」といふは、第十一條第二項の規定により封印の取りつけの委託をしている場合における当該委託は、第一条の規定による改正後の道路運送車両法(以下この条において「新法」といふ)第二十八條の三第一項の規定による封印の取りつけの委託とみなす。

2 第一条の規定の施行前に旧法第六十三條第三項の規定による検査を行なうため同條第一項の規定により期間が公示され、又は通知された場合において、当該期間が第一条の規定の施行後にわたるときにおいても、当該検査について

は、なお従前の例による。

3 第一条の規定の施行前に旧法第七十一條第四項の規定により交付された自動車予備検査証の有効期間については、なお従前の例による。

4 第一条の規定の施行の際現に旧法第八十六條第一項各号の一に該当し、かつ、検査主任者に選任されている者で、第一条の規定の施行前に旧法第八十七條の規定による届出があつたものは、新法第八十六條第一項の運輸省令で定める要件を備える者でない場合においても、第一条の規定の施行後引き続き当該事業場の検査主任者に選任されている間は、新法第八十六條第一項の運輸省令で定める要件を備える者とみなす。

(第一条の規定による改正に伴う関係法律の一部改正)

第三条 印紙をもつてする歳入金納付に關する法律(昭和二十三年法律第四百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「第四号、第七号、第十号及び第十一号」を「第三号、第四号、第六号、第九号及び第十号」に改める。

2 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。  
第九條第一項中「第三十四條、第五十八條、第六十二條、第六十三條第三項(第六十四條第二項及び第六十七條第三項)を「第三十四條第一項、第三十六條の二第三項、第六十條第一項、第六十二條第二項(第六十三條第三項、第六十四條第三項及び第六十七條第四項)に」改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同法第九十四條の五第四項の規定により保安基準適合証の提出があつた場合において、同法第六十二條第二項(同法第六十四條第三項において準用する場合を含む)に規定する処分を受けようとするときは、運輸省令で定める方法により作成した自動車損害

賠償責任保険証明書の写しの提出をもつて、自動車損害賠償責任保険証明書の提示に代へることができる。

第九条第二項中「提示がない」を「提示又はその写しの提出がない」に改め、「その提示」の下に「又は提出」を加え、「に記載された」を「又はその写しに記載された」に、「その日から当該自動車検査証の」を「当該自動車検査証に記入すべき」に改め、「(有効期間を更新すべき処分の場合にあつては、更新後の有効期間)」を削り、「許可の有効期間」の下に「若しくは回送運行許可証の有効期間」を加え、同条に次の二項を加える。

3 道路運送車両法第九十四条の五第一項の規定により保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付を請求しようとする者は、同法第九十四条の三第一項の指定自動車整備事業者に対して、自動車損害賠償責任保険証明書を提示しなければならない。

4 指定自動車整備事業者は、前項の規定による提示がないとき、又はその提示があつた自動車損害賠償責任保険証明に記載された保険期間が、その日から道路運送車両法第九十四条の五第四項の規定により保安基準適合証の提出があつた場合において記入されるべき同法第六十一条第一項に規定する自動車検査証の有効期間が満了する日までの期間の全部と重複するものでないときは、同法第九十四条の五第一項の規定にかかわらず、保安基準適合証及び保安基準適合標章を交付してはならない。

3 道路運送車両法の一部を次のように改正する。  
第九十四条の八第一項に次の一号を加える。  
五 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第九條第四項の規定に違反したとき。  
4 道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送

車両法の特例等に関する法律(昭和三十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。  
第五條第一項中「第六十條後段」を「第六十條第一項後段」に改める。

(第二條の規定による改正に伴う経過措置)  
第四條 第二條の規定の施行前に同條の規定による改正前の道路運送車両法(以下「旧法」といふ)及びこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、同條の規定による改正後の道路運送車両法(以下「新法」といふ)及びこれに基づく命令の相当規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

2 第二條の規定の施行前に旧法の規定により交付された検査票、新規登録用簿本、自動車検査証、臨時検査合格標章、検査標章及び自動車予備検査証は、それぞれ新法の規定により交付された検査票、まつ消登録証明書、自動車検査証、臨時検査合格標章、検査標章及び自動車予備検査証とみなす。

3 第二條の規定の施行前に自動車登録原簿にした登録(他の法令の規定によつてしたものを含む)は、自動車登録ファイルにした登録とみなす。  
4 運輸大臣は、政令で定める日までは、政令で定めるところにより、自動車登録原簿を設け、これに自動車の登録をすることができ、これに自動車登録ファイルにした登録を設け、これに自動車登録ファイルに登録すべき事項について、政令で定めるところにより、自動車登録原簿を設け、これに登録をすることができ、前二項の規定により自動車登録原簿にした登録は、新法及び他の法令の規定の適用については、自動車登録ファイルにした登録とみなす。

7 運輸大臣は、政令で定めるところにより、旧法並びに第四項及び第五項の規定により設けた自動車登録原簿に登録された事項を自動車登録ファイルに移し替へることができる。  
8 運輸大臣は、政令で定める日までは、政令で定

めるところにより、自動車検査記録簿を備へ、これに新法第七十二條に規定する事項を記録することができる。

9 前各項に定めるもののほか第二條の規定の施行に關して必要となる経過措置並びに第四項、第五項及び前二項の規定の施行に伴い必要と認められる権限の委任その他の措置は、政令で定めることができる。  
(第二條の規定による改正に伴う関係法律の一部改正)  
第五條 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三號)の一部を次のように改正する。

第三十六條第一項中「又ハ管轄陸運局長」を「又ハ運輸大臣第三號ニ掲グル自動車ガ鉄道財団ニ屬スルトキニ限ル」に改め、「ニ、第三號ノ場合ニ於テハ新ナル管轄陸運局長」を削る。  
第三十七條第二項中「陸運局長」を「運輸大臣」に改める。  
第六十八條第三項第二号中「管轄陸運局長」を「運輸大臣」に改める。

2 工場抵当法(明治三十八年法律第五十四號)の一部を次のように改正する。  
第二十三條第四項中「管轄陸運局長」を「運輸大臣」に改める。  
第二十七條第一号中「登録ニ關スル原簿ノ簿本」の下に「(道路運送車両法第二十二條第一項ノ規定ニ依ル登録事項等証明書ヲ含ム以下同ジ)」を加へる。  
第二十八條第二項及び第三項並びに第四十四條第四項中「陸運局長」を「運輸大臣」に改める。  
第四十七條第一項中「管轄陸運局長」を「運輸大臣」に改める。

3 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六號)の一部を次のように改正する。  
第一百五十一條第三項中「若しくは第十三條」を「、第十二條(自動車の使用の本拠の位置が一の道府県から他の道府県に変更された場合に

限る。以下同じ)又は第十三條」に改め、「又は同法第六十八條の規定による自動車検査証の書換への申請があつた自動車」を削り、同條第四項中「若しくは第十三條」を「、第十二條又は第十三條」に改め、「又は同法第六十八條の規定による自動車検査証の書換への申請」を削る。  
第一百五十二條中「若しくは第十三條」を「、第十二條又は第十三條」に改め、「又は同法第六十八條の規定による自動車検査証の書換への申請」を削る。

4 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三號)の一部を次のように改正する。  
第四十三條の二第一項から第三項までの規定中「陸運局長」を「運輸大臣」に改め、同條第四項中「陸運局長」を「運輸大臣」に、「第二十二條第一項の新規登録用簿本」を「第十六條第二項のまつ消登録証明書」に改める。  
第二百二十二條中第二項を削り、第三項を第二項とする。

5 道路運送車両法施行法(昭和二十六年法律第八十六號)の一部を次のように改正する。  
第二十二條中「よる陸運局長の」を「より運輸大臣の行なり」に改める。  
6 自動車抵当法(昭和二十六年法律第八十七號)の一部を次のように改正する。  
第五條第一項中「自動車登録原簿」を「自動車登録ファイル」に改める。  
第十六條中「陸運局長」を「運輸大臣」に、「第十六條」を「第十六條第一項」に改める。  
第十七條第三項中「陸運局長」を「運輸大臣」に改め、同條第四項中「第十六條」を「第十六條第一項」に改める。

7 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第四十五號)の一部を次のように改正する。  
第四條第一項中「、第十三條」を「又は第十三條」に改め、「又は第十四條」を削る。

8 道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「当該登録又は当該車両番号の指定を受けた陸運局長」を「運輸大臣（軽自動車については、当該車両番号の指定をした陸運局長）」に改める。

第七條中「規定により」の下に「運輸大臣又は」を加える。

9 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項から第三項までの規定中「陸運局長」を「運輸大臣」に改め、同條第四項中「陸運局長」を「運輸大臣」に、「第二十二條第一項の新規登録用簿本」を「第十六條第二項のまつ消登録証明書」に改める。

第十七條第二項中、「第八條第二項又は第九條」又は「第八條第二項」に改める。

10 観光施設団抵当法（昭和四十三年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第十一條中、「管轄陸運局長」とあるのは「管轄陸運局長、運輸大臣」と、「陸運局長」とあるのは「陸運局長、運輸大臣」とを削る。

理由

自動車の登録及び検査に関する事務処理の効率化を図るため、電子情報処理組織によつて自動車登録ファイルに自動車の登録をし、及び自動車の検査に関する事項を記録することとする。ことに、自動車の保安の向上を図るため、自動車の検査に関する規定を整備する等の必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

○原田國務大臣 たいだいま議題となりました外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法等の一部を改正する法律案の提案理由につきまして、御説明申し上げます。

わが国海運は、経済の高度成長に伴い、毎年増大する輸出入貨物の安定した輸送を確保するとともに、国際収支を改善する役割りを果たして、国民経済上きわめて重要な地位を占めております。このようないま使命を果たすべきわが国海運業は、戦後借り入れ金により外航船腹の増強につとめておりましたが、昭和三十一年のスエズブームの終息以後、海運市況の悪化を迎え、深刻な経営危機におちいり、そのまま推移すれば、国の要請する船腹の拡充も不可能となるおそれがありました。このため、政府は、昭和三十八年以降海運業の再建整備方策を推進してまいりました。海運企業は、これにこたえて再建整備の目標を達成しつつ大量の外航船舶の建造を行なつてまいりました。

しかしながら、経済が引き続き高度成長を遂げている現状にかんがみ、今後より大規模に外航船腹の拡充を進めていく必要があり、わが国の海運企業が、海運助成策を背景とする諸外国の海運企業の進出等に対抗して、国際競争力のある外航船舶を大量に整備していくためには、今後一定期間、外航船舶建造のための融資について、船主の金利負担を軽減するための措置が必要であると考へられるのであります。

このようないま背景におきまして、運輸大臣の諮問機関である海運造船合理化審議会は、この問題について審議を続けておりましたが、同審議会は、昭和五十年間における邦船積み取り比率を現状より大幅に引き上げて、海運国際収支の改善をはかるため、今後六十年間に二千五百万総トンの外航船舶を建造すべきであり、これを達成するために、昭和四十四年度以降六十年間に建造する外航船舶に対する融資について、船主負担金利を平均年五分

六厘五毛とするよう利子補給することが必要である旨を答申しております。政府といたしましては、この答申の趣旨に沿つて、昭和四十四年度予算案におきまして所要の措置を講ずるとともに、その内容をこの法律によつて規定しようとしたものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、政府は、海運会社の申請により、日本開発銀行及び一般金融機関がともに行なう外航船舶建造融資について、昭和四十四年度以降六十年間に限り、これらの金融機関と利子補給契約を結ぶことができることを定めたこととあります。利子補給を行なう場合の利子補給率につきましては、日本開発銀行に対しては、融資利率と年利五分五厘との差、一般金融機関に対しては、長期設備資金の最優遇金利と年利六分との差の範囲内で定めるとし、利子補給期間は、船舶の建造期間とその後八年間とすることといたしております。

第二に、利子補給にかかる国庫納付金の納付及び猶予利子の支払いの条件を合理化することとし、現在、海運会社が一定の利益を計上した場合には、その決算期に受ける利子補給金相当額については、その全額を国庫に納付することとなつておりますが、この制度を改め、利益の額の範囲内で利益率に応じて累進的に定める額を納付することを原則といたしました。また、再建整備期間中に支払いを猶予されていた猶予利子の支払い方法につきましては、現在、当初十年間は一定の利益を計上した場合に支払い、その後の十年間に毎年一定額を支払うこととなつておりますが、これを今後十五年間に毎年一定額を支払うこととし、確定額支払いの時期を五年間繰り上げることといたしました。

なお、外航船舶建造融資利子補給制度につきましても、新法により一元的に規定することとし、日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法は廃止することといたしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

次に、船舶整備公団法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

船舶整備公団は、昭和三十四年に国内旅客船公団として、国内旅客船の建造、改造を目的として設立されましたが、その後、戦時標準型船舶、老朽貨物船等の代替建造、内航海運対策及び海水油濁防止対策推進のための融資の業務等を行なうこととなり、わが国海運業の発展のため重要な役割りを果たしてまいりました。

最近の内航海運業界におきましては、造船技術や舶用機器に関する技術革新の急速な進展により、在来貨物船の不経済船化の傾向が顕著となつておりますが、内航海運の国内貨物輸送における地位の重要性にかんがみ、これらに在来船の自動化、船体引き伸ばし、主機換装等、経済性向上のための改造を促進し、これにより流通コストの低減をはかる必要が生じてまいりました。しかしながら、内航海運業者はその大半が企業体質の劣弱な中小企業者であり、資金の調達能力が乏しい実情であります。

以上のような実情にかんがみ、今回、船舶整備公団法の一部を改正し、このような内航海運業者に対し、同公団においてこれらの改造に必要な資金の貸し付けを行なうことができるよう、その業務の範囲を拡大することとしたのであります。

なお、昭和四十四年度財政投資計画において、船舶整備公団にこのため三億円の資金が確保されております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

たいだいま議題となりました道路運送車両法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説

明申し上げます。

わが国の経済の発展に伴い、社会生活における自動車の役割りはますます重要なものとなり、自動車の保有台数は最近においてもなお増加の一途をたどっておりますが、これに対処し、自動車の登録及び検査の業務における行政サービスを向上させ、かつ、自動車の保安を確保することにつきましては、政府におきましても鋭意努力を続けていくところであります。このような目的から、このたび道路運送車両法の一部を改正いたしました。自動車の登録及び検査の事務処理に電子計算機を利用することにより、その効率化をはかることとするほか、民間車検をより一そう活用するため、指定自動車整備事業者の制度を拡充する等により、自動車の検査に関する制度の合理化を期することとしたのであります。

次に改正の概要につきまして御説明いたします。

改正の第一は、電子情報処理組織を利用して自動車登録ファイルに自動車の登録をし、また、自動車の検査に関する事項をもあわせて記録することとしたことであります。これに伴い、現行の自動車登録原簿の制度を廃止するとともに、自動車登録原簿の謄本にかえて登録事項等証明書を交付する制度を設ける等、所要の改正を行なうほか、継続検査等は、自動車の使用の本拠の位置にかかわらず、使用者の希望する地において受けることができるものとしたことでもあります。

改正の第二点は、登録を受けている自動車は、構造の変更を伴うもの等の特別な場合を除き、すべて指定自動車整備事業者の検査を受けられることとし、さらに、このいわゆる民間車検を受けた自動車は、自動車検査証の有効期間を更新するまでの間に限り、所定の手続を経て臨時に運行できることとして、自動車の使用者の利便をはかる一方、民間車検の増加を期待したものであります。

改正の第三点は、自動車の回送を業とする者について、回送運行の許可の制度を設けること、そ

の他所要の改正を行なうこととしたことでもあります。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○砂原委員長 これにて提案理由の説明聴取は終了しました。

各案に対する質疑は、後日に譲ることとしたします。

次回は、来たる十五日火曜日、午前十時理事會、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十四分散会

運輸委員會議録第三号中正誤

ベシ 段行 誤  
三 三 再健 誤  
四 四 採算性 誤  
同 第六号中正誤

ベシ 段行 誤  
三 二 末三 誤  
二 三 三 誤  
二 四 五 誤  
七 三 七 誤  
同 第七号中正誤

ベシ 段行 誤  
五 一 一 誤  
七 一 一 誤  
三 三 三 誤  
同 第九号中正誤

ベシ 段行 誤  
二 〇 四 誤  
同 第十三号中正誤

ベシ 段行 誤  
一 三 四 誤  
一 四 四 誤  
一 五 二 誤  
一 五 四 誤  
一 六 二 誤

誤  
誤  
誤  
誤  
誤  
誤

正  
正  
正  
正  
正  
正



第一類第十号

運輸委員会議録第十七号

昭和四十四年四月十一日

昭和四十四年四月十八日印刷

昭和四十四年四月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局